

「平成29年度近畿スポーツ推進委員研究協議会」配宿等委託業務事業者募集に係る質問事項及び回答

区分	質問事項	回答
1	評議員・事務担当者懇親会参加費は、会場費を含め、本受託費に含めてよいか。	評議員・事務担当者懇親会参加費は、参加者各々が会場受付において別途支払うことになっているため、本受託費に計上しないでください。
2	評議員及び事務担当者の宿泊費は、本受託費に含めてよいか。	評議員及び事務担当者は、他の平成29年度近畿スポーツ推進委員研究協議会参加者とは別に宿泊場所を確保(懇親会場と同一施設で確保)していただく必要はありますが、宿泊代は各々が支払うことになっているため、本受託費に計上しないでください。
3	参加人数が見込数の1,400人を超過した場合は、超過分について契約金額とは別に追加請求してもよいか。	「仕様書 4 その他の本委託業務に関する注意事項」に記載のとおり、実際の参加者は見込数(1,400人)より増減する場合はあるが、業務委託金額は変更しないこととしており、業務委託金額の範囲内で対応していただきます。
4	宿泊、弁当の人数は何名で算出すればよいですか。統一しないと料金差が大きくなります。	宿泊者数及び弁当数をこちらで提示することは困難です。仕様書に参考として過去の宿泊者数及び弁当数の実績を記載しておりますので、ご推察くださるようお願いいたします。宿泊費、弁当代に関しましては、参加者が各々負担しますので、本受託費には含まないでください。
5	受付業務はWeb申込限定ですか。	仕様書に記載のとおり、申込に関してはWEB・FAXでの対応をお願いします。また、必ず特設WEBサイトを作成してください。
6	個人が支払う申込、宿泊、弁当料金は見積りに含めず、仕様書内にある委託業務を行う為にかかる費用のみを見積もればよろしいでしょうか。	その通りです。
7	レクリエーション保険の金額は、1400名で見積もればよろしいでしょうか。	その通りです。
8	評議員会・事務担当者会及び懇親会について約20名となっていますが、上限と考えてよろしいでしょうか。また20名を大きく超え会場の変更が生じた場合には、その追加金額について請求できますでしょうか。	約20名は上限と考えてください。また、20名を大きく超えることはありません。